

登別市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織登別市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を設置し、会員相互の援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりに資することを目的とする。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を登別市片倉町6丁目9番地1登別市総合福祉センター内に置く。

(業務の内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) アドバイザーとサブ・リーダーが情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整業務
- (6) 広報業務

2 センターに代表者1名を置く。

(会員)

第4条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、センターの承認を得た者とする。

- 2 会員は、信義に基づき誠実に相互援助活動を行うものとする。
- 3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等を漏らしてはならない。
- 4 会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。
- 5 会員は、故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 会員は、市内に居住する者とする。ただし、市外居住者で登別市内に勤務し援助を受けたい者のうち、市長が特に認めた者については、会員とすることができる。

(アドバイザー)

第5条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、複数の会員グループをつくり、その世話役としてサブ・リーダーを選任することにより相互援助の調整を行うことができる。

(相互援助活動の内容)

第6条 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的又は臨時的な次のものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (4) 児童館終了後、子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (6) 子どもが軽度の病気の場合等臨時的、突発的に終日子供を預かること。
- (7) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

2 援助活動は、原則として援助提供会員の家庭において行い、宿泊は伴わないこととする。

(報酬等)

第7条 依頼会員は、提供会員に対し、援助終了後会則に定められた基準に従って報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。

(運営)

第8条 センターの運営は、別に会則を定め、これに基づいて行うものとする。

(業務の委託)

第9条 市長は、事業の業務を社会福祉法人登別市社会福祉協議会に委託するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成8年訓令第14号)

この訓令は、平成8年7月1日から施行する。